三重ボランティア基金助成にかかる講師謝金・旅費支払基準

(1)謝金

- ①下記の表に基づき、支払うものとする。
- ②講義時間に、1時間未満の端数が生じた場合は、15分単位で計算する。
- ③講義時間が1日4時間を超えた場合、超えた時間の謝金単価については本来の80%で計算する。
- ④拘束時間の適用については、県外かつ移動時間が片道2時間以上の場合とし、 講義謝金とは別に計算する。
- ⑤拘束時間報酬については、自宅または勤務先から所要時間に謝金単価の50% を乗じた金額とする。

	区 分	謝金単価(1 H):円
大学	教授	12,000
	准教授	10,000
	講師、助教	8,000
医療・福祉	医師	15,000
	看護師、薬剤師	8,000
	理学療法士、作業療法士	
	社会福祉士、介護福祉士	8,000
	精神保健福祉士、介護支援専門員	
法曹界等	弁護士、公認会計士	15,000
	税理士、司法書士	10,000
民間団体 ・福祉施設等	団体・福祉施設の長、社協事務局長	5, 000
	施設職員、社協職員	3,000

(三重県社会福祉協議会講師謝金・旅費支払基準参照)

<算出例>

○基準2-(1)-②

1時間20分講義(教授)の場合

 $(12,000 \ \text{円} \times 1 \ \text{時間}) + (12,000 \ \text{円} \times 15 \ \text{分} / 60 \ \text{分}) = 15,000 \ \text{円}$

○基準2-(1)-③

6時間講義(教授)の場合

(12,000 円×4 時間) + (12,000 円×0.8×2 時間) =67,200 円

○基準2-(1)-⑤

東京【片道3時間】(教授)の場合

12,000 円×0.5×6 時間=36,000 円

(2) 旅費

実費を計上のこと。